

千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱

昭和63年4月1日制定

平成23年3月31日最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る製造の請負、工所用材料の買入及び測量、調査、設計等の業務委託(以下「建設工事等」という。)の適正な履行の確保に資するため、建設工事等から暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)の介入を排除する措置について、法令等に特別な定めがあるもののほか、必要な措置を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 知事は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された者(以下「有資格業者」という。)が別表第1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、千葉県建設工事暴力団対策措置審査会(以下「審査会」という。)の議を経て、同表に定める期間、当該有資格業者に対し千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等共同組合について、当該有資格業者と同一期間指名停止を行うものとする。

3 知事が指名停止を行ったときは、契約担当者(千葉県財務規則(昭和39年3月31日規則第13号の2)第2条第9号に定める者をいう。以下同じ。)は、建設工事等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

4 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、別表第1に定められた期間を経過し、かつ、改善されたと認められたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第3条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により指名停止を行ったときは、別記様式1により当該有資格業者に、別記様式2により関係機関の長にそれぞれ通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該有資格業者に対する通知を省略することができる。

2 知事は、前条第4項の規定により指名停止の解除を行ったときは、別記様式3により当該有資格業者に、別記様式4により関係機関の長にそれぞれ通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第4条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請負の禁止)

第5条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が、県が発注する建設工事等の全部若しくは一部を下請(二次下請等も含む。)し、又は受託することを承認してはならない。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求の際の措置)

第6条 契約担当者は、県発注工事の建設工事等の受注業者又は下請業者が、暴力団による工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた際は、契約担当者への報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導しなければならない。また、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

2 契約担当者は、県発注工事の受注業者の下請業者が、暴力団による工事妨害又は不当要求を受けた際は、当該下請御者に対し受注業者へ速やかに報告を行うよう、受注業者に指導を求めるものとする。

(契約の解除)

第7条 契約担当者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が本項各号に該当するときは、契約を解除し、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく措置を行うことができる。

- 一 受注者が、別表第1第1号から第5号のいずれかに該当したとき。
- 二 受注者が、下請契約又は、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が別表第1第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 三 受注者が、別表第1第1号から第5号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(関係機関への協力要請)

第8条 知事は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(審査会の設置)

第9条 県に審査会を設置する。

- 2 前項の審査会は、県警察本部から提供された情報等をもとに、第2条に規定する指名停止に関する事項その他建設工事等からの暴力団の介入の排除に関し必要な事項について審議を行う。

3 審議に際しては、県警察本部との密接な連携を図るものとする。

(審査会の組織等)

第10条 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、県土整備部長とし、委員は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が委員のうちから指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要の都度招集するものとする。

2 会議は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、県土整備部建設・不動産課で行う。

附則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

措 置 要 件	期 間
1 有資格業者又は有資格業者の役員等(代表者、非常勤を含む役員、支配人、支店長又はこれらに相当する職の者をいう。以下同じ。)が暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。以下同じ。)であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与しているとき	当該認定をした日から 12 か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己もしくは第三者に不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき	当該認定をした日から 6 か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき	当該認定をした日から 6 か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
4 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき	当該認定をした日から 6 か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
5 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき	当該認定をした日から 6 か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで

別表第 2

職 名	職 名
都市整備局長	農林水産部農林水産政策課長
災害・建設業担当部長	教育庁企画管理部財務施設課長
県土整備部次長	警察本部総務部会計課長
県土整備部県土整備政策課長	水道局管理部財務課長
県土整備部技術管理課長	企業庁管理・工業用水部財務課長
県土整備部建設・不動産課長	病院局経営管理課長

別記様式 1

建不 第 号
平成 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

千葉県知事

指名停止通知書

このたび、貴 様が下記 1 の停止事由に該当していると認められるため、指名停止を行うこととしたので通知する。

下記 2 の期間で、改善が認められた場合には、指名停止を解除することとなるので、早急に対処されたい。

記

- 指名停止の事由 千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱第 2 条第 1 項
別表第 1 の ()
「(該当する措置要件を記載する)」
- 指名停止の期間 平成 年 月 日から〇か月を経過し、改善が認められたときまで
- 指名停止の効果 2 の期間、千葉県、千葉県水道局、千葉県企業庁、千葉県教育委員会、千葉県病院局(以下「県等」という。)の発注する指名競争入札、簡易公募型指名競争入札、一般競争入札に参加できないほか、県等と随意契約を結ぶこと、及び県等と契約した業者と下請契約を結ぶことは出来ない。

別記様式2

建不 第 号
平成 年 月 日

関係機関の長 様

県土整備部長

千葉県建設工事等入札参加資格業者の指名停止について
このことについて、千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱の定めるところに
より、別紙のとおり指名停止を行ったので通知します。

別記様式3

建不 第 号
平成 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

千葉県知事

指名停止の解除通知書

さきに、平成 年 月 日付け建不第 号をもって貴 に対して指名停止を行った旨を通知したところであるが、当該指名停止の事由となった行為に改善が認められたため、このたび、当該指名停止を解除したので通知する。

別記様式4

建不 第 号
平成 年 月 日

関係機関の長 様

県土整備部長

千葉県建設工事等入札参加資格業者の指名停止の解除について
このことについて、千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱の定めるところに
より、別紙のとおり指名停止の解除を行ったので通知します。